

IV 集団的過剰同調——本件放送の事例と傾向

上記の番組（以下、本件放送と呼ぶ）は、NHKとテレビ東京のストレートニュースと、中国放送のそれに近いものを別として、先に指摘したとおり、現場からの中継レポート、VTR映像、コメンテーターのスタジオトークなど、種々の演出を組み合わせ、被告・弁護団と被害者遺族の主張を対立的に描いたうえで、番組として、被告・弁護団が提示した事実と主張に強く反発・批判する内容となっていた。

……

例えば、ある番組の司会者は、被告・弁護団がこれまで事実として認定されてきた犯行態様を否定し、別様の要因からなる傷害致死を主張したことに對し、「命乞いのシナリオ」と呼び、「万が一にもこのような主張が採用されることはないと思うんですが、その万が一がもしあったとしたら、もう世も末と言わざるを得なくなってしまうということなんですね」と言う。

この番組は、その「命乞いのシナリオ」がどのような文脈や根拠から出てきているのかを掘り下げていないため、被告の奇異な発言だけが浮き彫りにされ、法廷審理で何が争われているのか、視聴者にはわからない構成になっている。

……

別の放送局の番組では、やはり司会者が「『ドラえもんが何とかしてくれる』って、笑わせるんじゃないよって言いたくなるよな」「女性をね、殺して、ねっ、暴行する。それは何のために？ 『殺した女性を復活させるため』。そんなもん、世の中で通用するわけないでしょ」と、あきれ顔で言っている。

この番組にも、被告の、一見荒唐無稽にしか思えない発言の真意が何であるかについての取材や解説がない。犯罪は被告の内にある何らかの荒唐無稽、異常、異様、破綻、失調等々がなければ起きなかったはずだから、そのよって来たところを探ることこそがメディアの仕事であろう。しかし、ここにはその取り組みがないまま、片言をとらえただけの表面的な断定しかない。

……

某局のある番組は「光市母子殺害で大弁護団21人集結の『目的』」というテロップのあとで、暗い照明で浮かび上がらせた弁護団一人ひとりの顔写真を映し出し、その後、被害者遺族が「(彼らは)被告人を救おうということよりも、救うことが手段であって、目的は死刑制度廃止ということをして社会に訴えること」と語るシーンをつなげ、それを引き取った司会者が「この21人の弁護団のそもそもの目的というのが、はっきり浮かび上がってきたなあ、という感じがいたします」とつづける。

これも「弁護団」対「被害者遺族」という対立構図を描いた番組のひとつである。たしかに弁護団のなかには死刑制度廃止を訴えてきた弁護士も何人かいるようだが、

判した内容となっていた」と、あえて「反発」という言葉を使ったのは、番組の多くがきわめて「感情的」に制作されていた、という印象をぬぐえないからである。冷静さを欠き、感情のおもむくままに制作される番組は、公正性・正確性・公平性の原則からあつという間に逸脱していく。それはまた、民主主義の根幹をなす、公正な裁判の実現に害を与えるだけでなく、視聴者・市民の知る権利を大きく阻害するものとなる。

委員会が憂慮するのは、この差戻控訴審の裁判中、同じような傾向の番組が、放送局も番組も制作スタッフもちがうのに、いっせいに放送されたという事実である。取材や言論表現の自由が、多様・多彩な放送に結びつくのではなく、同工異曲の内容に陥っていくのは、なぜなのか。

そこにはかつての「集团的過熱取材」に見られたような、その場の勢いで、感情的に反応するだけの性急さがなかったかどうか。他局でやっているから自局でもやる、さらに輪をかけて大袈裟にやる、という「集团的過剰同調番組」ともいうべき傾向がなかっただろうか。こうした番組作りが何の検証や自省もされないまま、安易な「テレビ的表現」として定着してしまうことを、委員会は憂慮している。

こうした問題意識から、委員会はとくに次の2点を念頭に置いて、あらためて上に掲げた番組を視聴するとともに、各局に対する概括的アンケートと、番組制作者からの聴き取り調査を行い、公正性・正確性・公平性の観点から、検証を進めることにした。

- (1) 番組制作者は、刑事裁判の仕組みをどの程度理解していたか
- (2) 番組制作者は、本件差戻控訴審を「人間ドラマ」として取り扱う場合でも、適切な取材・演出・表現をしたか